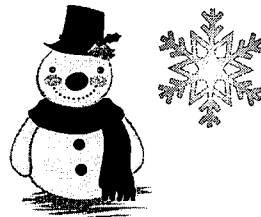
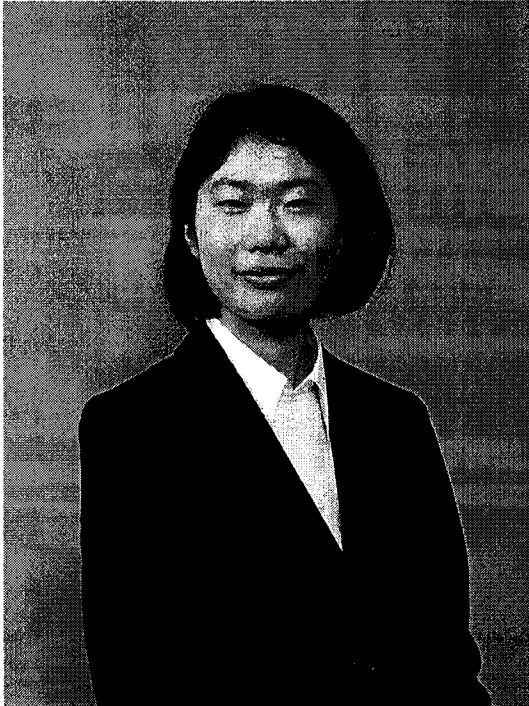


社員紹介コーナー



TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikai.co.jp
URL <http://www.nagatakaikai.co.jp/>



昨年入社した深溝と申します。
少しずつ仕事に慣れてきましたが
覚えることが多々あるので、様々
な事に興味を持ちながら励んで
おります。
高校時代、演劇部に所属し主に裏
方として表を支えてきました。
仕事でも、お客様をご支援できる
よう精進しますので、よろしくお
願い致します。

社員からのコメント

塚原：永田会計に入社して17年、ついにこの日がやってきました。私の息子と高校時代クラスメートだった深溝さんが、永田会計に入社し、そして私の課に配属されたのです。改めて自分がもう若くないことを実感させられましたが、深溝さんが早くお客様の役に立てるよう、子供を見守る親の気持ちで応援したいと思います。

池松：高校時代演劇部の大道具係を担当していた、とても頑張り屋な新人さんです。真剣にメモをとる姿が非常に好感が持てます。分からない事だらけの時期だと思いますが、どんどん先輩達を頼ってください。共に成長しましょう。

下岸：深溝さんは誰よりも努力家で、新人研修や新しいことを習った時には、仕事が終わった後に残り必ずその日習ったことを復習しノートにまとめていてとても真面目な人です。

まだ、少し緊張しているところがあるので、わからないところがあれば気軽に質問して自分の知識として習得し、永田会計の一員としてお客様のお役立ちができるよう頑張ってください。

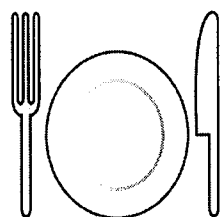
消費税軽減税率を17年4月から導入 酒類・外食を除く飲食料品に適用

2016年度税制改正大綱には、消費税の軽減税率は消費税率10%引上げ時の「2017年4月1日から導入する」と明記された。

併せて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)を2021年4月1日から導入する。

それまでの間については、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる、とした。

軽減税率の対象となる「軽減対象資産の譲渡等」(仮称)については



(1) 飲食料品の譲渡

(2) 定期購読契約が締結された新聞の譲渡 で決着。

飲食料品とは、「食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)であって、食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業その他の食事の提供を行う事業を営む事業者が一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供を除く」と定義した。

つまり、飲食店内で食べる場合を「外食」として定義して軽減税率の対象外となりテイクアウトや持ち帰り、宅配などは軽減税率の対象となる。



(2)の定期購読契約が締結された新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞に限る。

軽減税率制度の適用時期については、2017年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。